

## 議第28号

### 滋賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15日

滋賀県知事      三   日   月      大      造

---

#### 滋賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科および旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。